

○湖周行政事務組合情報公開条例施行規則

平成 23 年 10 月 3 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湖周行政事務組合情報公開条例（平成 23 年湖周行政事務組合条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で定める用語の意義は、条例の例による。

(公文書開示請求書)

第 3 条 条例第 6 条に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(開示請求に対する決定の通知)

第 4 条 条例第 13 条第 1 項の規定による決定の通知は、公文書開示決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 条例第 13 条第 2 項の規定による決定の通知は、公文書不開示決定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(開示決定等期間延長の通知)

第 5 条 条例第 14 条第 2 項及び第 15 条の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

(開示決定に係る第三者の意見書提出の通知等)

第 6 条 条例第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、第三者情報に係る公文書開示請求意見書提出通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

2 条例第 16 条第 3 項の規定による通知は、第三者情報に係る公文書開示決定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(電磁的記録の開示)

第 7 条 条例第 17 条の規定による電磁的記録の開示は、当該記録の全部を開示するとき以外は、当分の間、当該記録の出力物の閲覧又は写しの交付により行うものとする。

(審査会へ諮問した旨の通知)

第 8 条 条例第 21 条の規定による通知は、湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会諮問済通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

(実施状況の公表)

第 9 条 条例第 35 条の規定による実施状況の公表は、湖周行政事務組合事務所前掲示場への掲示により行うものとする。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

（実施機関の長）

様

（法人等にあつては事務所等の所在地）

住所

（法人等にあつてはその名称及び代表者氏名）

氏名

電話番号

湖周行政事務組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

請求する公文書の 件名又は内容	(できるだけ具体的に記入してください。)	
開示方法	(希望する項目に○印を付けてください。) 閲覧 写しの交付 その他 ()	
備考		收受印

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

公文書開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり決定しましたので、湖周行政事務組合情報公開条例第13条の規定により通知します。

請求のあった公文書の件名又は内容			
請求の区分	閲覧	写しの交付	その他（ ）
開示の区分	全部開示		一部開示
開示する日時	年 月 日	午前	時
		午後	
開示する場所			
一部開示	開示しない部分		
	開示しない理由	湖周行政事務組合情報公開条例第 条第 項第 号に該当するため	
備考	<ol style="list-style-type: none">公文書の閲覧等の際には、この通知書を提示してください。この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、湖周行政事務組合長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、湖周行政事務組合を被告として（訴訟において湖周行政事務組合を代表する者は組合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。		

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

公文書不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり決定しましたので、湖周行政事務組合情報公開条例第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

請求のあった公文書の 件名又は内容	
不開示の区分	不開示 存否応答拒否 文書不存在
不開示の理由	湖周行政事務組合情報公開条例第 条第項第 号に該当するため
備考	<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、湖周行政事務組合長に対して異議申立てをすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、湖周行政事務組合を被告として (訴訟において湖周行政事務組合を代表する者は組合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）

印

公文書開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、湖周行政事務組合情報公開条例第14条第2項第15条の規定により通知します。

請求のあった公文書の 件名又は内容	
請求の内容	閲覧 写しの交付 その他
適用する条項及びその 内容	湖周行政事務組合情報公開条例第14条第2項 延長後の期間 期限の日 日 年 月 日
	湖周行政事務組合情報公開条例第15条 残りの公文書について開示決定等をする期限日 年 月 日
決定の理由	

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）

印

第三者情報に係る公文書開示請求意見書提出通知書

年 月 日付けで開示請求のありました公文書に、次のとおり 様
に関する情報が記録されていますので、開示決定等に先立ち、その開示について
意見書の提出ができることを湖周行政事務組合情報公開条例第16条 第1項 第2項 の規定
により通知します。

開示について意見がある場合は、別紙意見書（意見書はこれ以外のものでもけっこうです。）をこの通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に提出してください。期限までに提出がない場合は、情報を開示しても支障がないものと判断いたします。

請求のあった公文書の 件名又は内容	
公文書に記録されてい る情報の概要	

別紙

公文書開示意見書

年 月 日

(実施機関の長)

様

(法人等にあつては事務所等の所在地)
住所

(法人等にあつてはその名称及び代表者氏名)
氏名

電話番号

年 月 日付けで通知のありました第三者情報に係る公文書開示請求に対する意見書を、次のとおり提出します。

開示請求に対する意見	(該当するものに丸印をしてください。 ・ 情報を開示されても支障がない。 ・ 情報を開示されると支障がある。
開示されると支障がある部分	
その理由	

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）

印

第三者情報に係る公文書開示決定通知書

年 月 日付けで通知しました 様に関する情報が記録されている公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、湖周行政事務組合情報公開条例第 16 条第 3 項の規定により通知します。

請求のあった公文書の 件名又は内容	
開示する理由	
開示期日	年 月 日
備考	<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、湖周行政事務組合長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、湖周行政事務組合を被告として（訴訟において湖周行政事務組合を代表する者は組合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過する処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

第 号
年 月 日

様

（実施機関の長）

印

湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会諮問済通知書

年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、湖周行政事務組合情報公開条例第21条の規定により通知します。

不服申立てに係る公文書の件名又は内容	
不服申立てに係る処分の内容	全部開示 一部開示 不開示 存否応答拒否 文書不存在
不服申立て日	年 月 日
不服申立ての	趣旨
	理由
備考	